

令和7年11月21日

【文部科学省】

【概要書】

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和6年度特定公募型研究開発業務
(経済安全保障重要技術育成プログラム)
に関する報告書及び同報告書に付する
文部科学大臣の意見

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和6年度「特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム）」に関する国会報告の概要

（基金の執行状況及び管理状況）

- 経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「研究開発ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術（個別技術及びシステム）について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を行う「経済安全保障重要技術育成プログラム」を実施するため、令和3年度に1,250億円、令和4年度に1,250億円、計2,500億円の基金を国立研究開発法人科学技術振興機構に造成。
- 「研究開発構想」に基づき公募を行い、令和6年度末時点で36課題を採択し、順次研究開発を開始。
- 基金の管理については、令和5年3月1日に制定された「国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱規則」に基づき、基金を運用。
- 基金の残額 2,389億円（令和6年度末現在）は令和7年度以降の研究費等に充当する予定。

（文部科学大臣の意見書の概要）

- 透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。
- 令和6年度は、研究セキュリティや経済安全保障の趣旨を踏まえた成果創出に向けたマネジメントについて、全ての研究開発構想において方針を共有するため、全プログラム・ディレクター（PD）及びプログラム・オフィサー（PO）が出席するPDPO会議を開催し、より効果的に業務を実施した。今後も研究開発を着実に推進し、適切かつ速やかな基金の執行が行われることを期待する。
- 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第3項の規定により読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、適切な運用が図られた。